

立川学園特別支援学校(仮称)
基本計画検討委員会報告書

平成28年2月
東京都教育委員会

はじめに

東京都教育委員会は、平成22年11月に「東京都特別支援教育推進計画 第三次実施計画」を策定し、その中で、児童・生徒の障害の重複化や「学校教育法」改正の趣旨を踏まえ、複数の障害教育部門を併置する特別支援学校として、聴覚障害教育部門と知的障害教育部門を併置する特別支援学校の設置を計画しました。具体的には立川ろう学校を聴・知併置校（立川学園特別支援学校（仮称））として改編することとしています。

立川学園特別支援学校（仮称）の開設に当たっては、聴覚障害教育部門と知的障害教育部門のそれぞれの障害種別における教育の専門性を十分に確保するとともに、児童・生徒の障害特性に応じた適切な学習環境を確保する必要があります。

この計画の実現に向けて、東京都教育委員会は、関係学校長、保護者代表及び教育庁関係職員で構成する、立川学園特別支援学校（仮称）基本計画検討委員会を設置し、立川学園特別支援学校（仮称）の基本的枠組や教育課程等について検討を行いました。

本報告書は、その検討結果を踏まえ、立川学園特別支援学校（仮称）の基本計画を取りまとめたものです。

平成28年2月

東京都教育庁都立学校教育部

目 次

はじめに

第1章 基本的枠組

- 1 基本的枠組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 目指す学校・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 教育目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 4 教育目標を達成するための基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第2章 聴覚障害教育部門の教育課程

- 1 教育課程編成の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 2 幼稚部における教育課程編成の基本方針と指導の重点・・・・・・・・ 5
- 3 小学部における教育課程編成の基本方針と指導の重点・・・・・・・・ 6
- 4 中学部における教育課程編成の基本方針と指導の重点・・・・・・・・ 8
- 5 高等部における教育課程編成の基本方針と指導の重点・・・・・・ 9
- 6 生活指導・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 7 キャリア教育・進路指導・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 8 その他（教育課程編成・実施上の留意事項）・・・・・・・・ 12
- 9 各学部の年間総授業時数（例）・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

第3章 知的障害教育部門の教育課程

- 1 教育課程編成の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 2 教育課程編成の重点事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 3 各教科等の指導の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 4 生活指導・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 5 キャリア教育・進路指導・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 6 その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 7 各学部の年間総授業時数（例）・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

第4章 地域に根ざした特別支援教育の充実・・・・・・・・ 21

第5章 施設・設備の整備

- 1 施設・設備の整備の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- 2 現在の施設の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- 3 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22

4 施設の基本計画 2 2
5 施設一覧 (例示) 2 3

参考資料 2 5

第1章 基本的枠組

1 基本的枠組

(1) 設置目的

東京都立立川ろう学校は、昭和26年の開校以来、長年にわたり東京西部の聴覚障害教育の中核的役割を担ってきた。現在、幼稚部から高等部専攻科までを設置する「総合学園ろう学校」として、一貫性のある教育活動を展開している。

今後もその歴史と伝統を引き継ぎつつ、複数の障害を併せ有する幼児・児童・生徒への指導内容を充実するなど、聴覚障害教育の一層の推進を図っていくことが求められている。

一方、都立知的障害特別支援学校の在籍者数は増加を続けており、各学校における過密状態を解消し、知的障害を有する児童・生徒のための教育環境の整備を着実に推進することが、喫緊の課題となっている。

こうした状況に適切に対応するため、立川ろう学校を再編し、新たに聴覚障害教育部門と知的障害教育部門を併置する、東京都立立川学園特別支援学校（仮称）（以下「立川学園特別支援学校（仮称）」という。）を設置する。

立川学園特別支援学校（仮称）の開設に当たっては、聴覚障害、知的障害のそれぞれの障害種別における教育の専門性を十分確保するとともに、児童・生徒の障害特性に応じた適切な学習環境を確保する。

また、同校を聴覚障害と知的障害を併せ有する児童・生徒に対する指導内容・方法に関する研究・開発校として位置付け、その成果を他の都立特別支援学校に普及していく。

あわせて、再編に伴い適切な教育環境を確保するため、新たな校舎の増築や既存校舎の改修など必要な施設・設備の整備を行う。

(2) 設置場所

東京都立川市栄町一丁目15番地7

(3) 設置学部等

ア 聴覚障害教育部門

幼稚部、小学部、中学部、高等部普通科・専攻科

イ 知的障害教育部門

小学部、中学部

(4) 学校規模（想定）

ア 聴覚障害教育部門 : 43学級 190人程度

イ 知的障害教育部門 : 31学級 140人程度

(5) 通学区域

ア 聴覚障害教育部門

本校の通学区域は、東京都全域を対象とする。

イ 知的障害教育部門

通学区域は、現在の都立武蔵台学園及び近隣の都立特別支援学校の通学区域の一部とする。

なお、具体的な通学区域は、今後の児童・生徒数の動向を踏まえて、近隣の都立特別支援学校

と調整の上、設定する。

(6) 設置予定日

平成33年4月1日

2 目指す学校

東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画では、計画の基本理念として、障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現に寄与することを掲げており、立川学園特別支援学校（仮称）の開設に当たっては、こうした基本理念に則した学校としていく必要がある。

また、複数の障害教育部門を併置する学校は、それぞれの障害教育部門の専門性を生かし、児童・生徒一人一人の障害の多面的な実態把握が可能となるほか、指導内容、方法や教材、教具の工夫などにより、障害に即した教育活動を一層充実できるといった特徴を有している。

立川学園特別支援学校（仮称）においては、立川ろう学校の培ってきた歴史と伝統を踏まえつつ、併置校として特徴を最大限に発揮して、幼児・児童・生徒の障害の特性に応じて、将来の自立と社会参加に必要な能力を伸長することができる学校としていくことが重要である。

こうした基本的な考え方の下、立川学園特別支援学校（仮称）は、次のような学校とすることを目指していく。

- (1) 幼児・児童・生徒の安全が確保され、子供たちが安心して過ごしなが、個々の能力・特性等に即した適切な指導、支援を受けることにより、将来の自立と社会参加に必要な力を育成できる学校
- (2) 異なる障害の特性に応じ、それぞれの障害種別において高度な専門性に裏打ちされた教育活動を展開するとともに、障害種別を越えた教材やノウハウの相互活用などを通じた相乗効果を十分に発揮することで、子供たちの自己実現力や学力を高めることができる学校
- (3) 学校生活における部門内・部門間の交流、地域との結び付きや関わりを促進することで、幼児・児童・生徒の連帯感を高めるとともに、将来の自立と社会参加に必要な社会性を育むことができる学校
- (4) 幼児・児童・生徒一人一人の特性に応じた適切な教育の推進、教育相談等への適切な対応、地域への貢献などを通じて、保護者や地域から信頼される学校
- (5) 都内唯一の聴覚障害教育部門と知的障害教育部門を併置する学校として、研究成果を広く普及するとともに、地域における特別支援教育のセンター的機能を十分に発揮することができる学校

3 教育目標

(1) 学校の教育目標

ア 幼児・児童・生徒一人一人の障害の程度や特性、能力に応じ、各障害教育部門の専門性を生かした効果的な指導を推進し、自ら考え、行動する主体性や豊かな創造力など個々の能力を最大限に伸長する。

イ 併置校の特徴を生かし、一人一人の障害を多面的に捉えた指導を展開し、自らの障害に対する理解を深めるとともに、部門内や部門間の交流等を通じて、自分と周りの人を共に大切にする思いやりの心や規範意識を養い、豊かな人間形成を図る。

ウ 将来の自立と社会参加を見据えて、教科指導やキャリア教育の充実、体験活動や地域との関わ

り合いなど、計画的に教育活動を展開することで、健康な体や基本的な生活習慣、基礎的な学力から、自立と社会参加に必要な知識、技能、態度まで、社会の一員として生きる力を育成する。

(2) 聴覚障害教育部門の教育目標

ア 幼稚部から高等部専攻科までを設置する学校としての特徴を生かし、幼児・児童・生徒の発達段階に応じた適切な指導、支援を展開し、一貫性のある教育を推進する。

イ 聴覚障害の特性に応じた専門性の高い指導や関係機関と連携した支援を推進し、日本語を適切に使う能力やコミュニケーション能力を向上させるなど、障害に基づく様々な困難を改善・克服する力を養う。

ウ 各学部及び高等部普通科・専攻科における適切な役割分担と連携の下、系統的なキャリア教育を推進することで、職業観や勤労観の育成を図り、社会に貢献できる人材を育成する。

(3) 知的障害教育部門の教育目標

ア 自分の体を大切にしながら、家庭における基本的な生活習慣を身に付けるとともに、様々な事柄への興味や関心を広げ、物事を認識する力や考える力を伸ばすとともに、自分らしさを見いだしながら、自らの考えを適切に表現できる力を養う。

イ 自立と社会参加を見据えて、友達との関わり合いを通じて、人との関係を広げ、共に活動する力を養い、地域生活をする上での基礎となる力を育む。

ウ 卒業後を見据えたキャリア教育を計画的に推進することにより、社会生活に必要な基礎的な知識や技能、働く意欲や態度を育み、社会に貢献できる人材を育成する。

4 教育目標を達成するための基本方針

(1) 幼児・児童・生徒一人一人の特性に応じた指導・支援の充実

ア 幼児・児童・生徒一人一人の障害の程度、発達段階等の状況を的確に把握した上で、個別指導計画に基づいた効果的な指導と評価を実施する。

イ 保護者の参画や福祉部門等の関係機関との連携の下、学校生活支援シート（個別の教育支援計画）を作成し、幼児・児童・生徒一人一人の状況に即して、学校、家庭、地域における生活を適切に支援できる体制を整備する。

ウ 各部門及び各学部が適切に連携し、幼児・児童・生徒の状況を多面的に捉えた上で必要な情報を共有することで、一人一人の特性に応じた一貫した指導・支援を展開する。

(2) 高度な専門性の発揮と部門間の連携による併置校としての教育効果の最大化

ア 聴覚障害及び知的障害の特性に応じた指導・支援に必要な専門性を向上させるため、研究授業、研修会等を計画的に実施するとともに、専門性の共有・継承に必要な体制を整備する。

イ 視覚教材の相互活用や、ICT機器を活用したコミュニケーション指導、学習環境の構造化等に係るノウハウの共有化など、各部門間の連携を強化し、それぞれの有する専門性を相互に生かす仕組みを構築することで、幼児・児童・生徒に対する指導や支援の内容を充実する。

ウ 障害特性の違いを踏まえつつ、部門や学部を越えた交流活動等を計画的に実施し、幼児・児童・生徒の連帯感や社会性を育てていく。

エ 聴覚障害と知的障害を併せ有する幼児・児童・生徒に対する指導や支援について、教材開発、研究授業等の実施を通じて、的確な指導・支援の実践に関するノウハウを蓄積していく。

(3) 将来を見据えたキャリア形成に必要な指導・支援の充実

- ア 障害特性や発達段階に応じたキャリア教育を推進し、将来の自立と社会参加に必要なマナーや社会性、働く意欲や態度を育成する。
- イ 聴覚障害教育部門においては、高等部専攻科における生徒の職業ニーズに即した適切な指導を実施するとともに、企業や大学等と連携した教育相談や就労支援を充実する。
- ウ 知的障害教育部門においては、集団活動への参加等を通じて人との関わりを豊かにするとともに、部門間の交流を通じて働くことへの理解を深めることなどにより、将来の自立と社会参加に向けた基礎的な知識や態度、意欲を育成する。

(4) 関係機関との連携等を通じたセンター的機能の発揮

- ア 都内唯一の聴覚障害教育部門と知的障害教育部門を併置する学校として、研究・開発の成果を広く普及していく。
- イ 聴覚障害特別支援学校としてこれまで培ってきた、各自治体の教育部門や福祉部門、企業等の関係機関とのつながりを生かしつつ、新たに設置される知的障害教育部門に係る新たな関係も構築し、関係諸機関との連携を強化する。
- ウ 聴覚障害に係る乳幼児教育相談及び巡回相談については、これまでの取組を継承しつつ、併置校としての専門性を生かして、知的障害も併せ有する乳幼児に対する適切な相談・支援を行うなど、早期教育の充実を図る。
- エ 地域の小・中学校や他の特別支援学校に在籍する、聴覚障害及び知的障害を有する児童・生徒に対する指導・支援を、関係校と連携して的確に実施する。

(5) 教育目標実現の基盤となる校内体制及び施設・設備の整備

- ア 学校公開や学校運営連絡協議会などを適切に活用し、保護者や地域に開かれ、信頼される学校を築いていく。
- イ 不断の授業改善に積極的に取り組むとともに、人権意識にあふれた教職員を、継続的に育成する体制を整備し、人的資源の充実を図る。
- ウ 幼児・児童・生徒の安全が確保され、安心して過ごすことができるよう、各部門の障害特性を踏まえた施設や設備を着実に整備するとともに、校内の安全管理のための体制を整える。

第2章 聴覚障害教育部門の教育課程

1 教育課程編成の基本的な考え方

立川学園特別支援学校（仮称）聴覚障害教育部門の教育課程は、特別支援学校幼稚部教育要領（平成21年3月告示）、特別支援学校学習指導要領（平成21年3月告示）と東京都立特別支援学校幼稚部教育課程編成基準・資料、東京都立特別支援学校小学部・中学部教育課程編成基準・資料、東京都立特別支援学校高等部教育課程編成基準・資料に基づき、立川ろう学校の教育課程や東京都特別支援教育推進計画の理念を踏まえ、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の教育課程に準ずる教育課程（以下「準ずる教育課程」という。）、知的障害を併せ有する児童・生徒の教育課程（以下「知的代替の教育課程」という。）の二つの教育課程と、高等部専攻科の教育課程を編成・実施する。

なお、今後学習指導要領が改正された場合には、その内容を踏まえて、教育課程を編成する。

2 幼稚部における教育課程編成の基本方針と指導の重点

(1) 教育課程編成の基本方針

幼稚部の教育は、幼児期にふさわしい生活を通して、その目的や目標の達成に努めることが必要である。このため、幼児の発達を見通し、その発達が可能となるよう、それぞれの時期に必要な教育内容を明らかにして計画性のある指導を行う。

幼児の発達の側面から、各領域のねらいは幼稚園教育要領に準じて行い、障害に対応する側面から自立活動を併せて行う。その際、幼稚部における教育の基本である環境を通して行う教育の趣旨に基づいて、幼児の障害の状態や発達の程度、あるいは生活の実情などに応じた具体的な指導の順序や方法をあらかじめ定めた教育計画を作成するものとする。

教育週数及び教育時間については、それぞれ39週及び4時間を標準としているが、在籍する幼児の障害の状態や発達の程度等や東京都教育委員会の規定を踏まえて適切に定める。

(2) 指導の重点

ア 教育課程の編成、実施に関わる指導の重点

幼稚部教育要領に示されている各領域のねらいと内容は、幼児の生活を通して総合的な指導を行う際の視点であり、幼児の関わる環境を構成する場合の視点でもある。

幼稚部における教育の各領域は、領域別に教育課程を編成したり、特定の活動と結び付けて指導したりするなどの取扱いをしないようにする。

なお、各領域の指導の重点は以下のとおり。

(ア) 健康

- ・ 健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活を作り出す力を養う。

(イ) 人間関係

- ・ 他の人々と親しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、人と関わる力を養う。

(ウ) 環境

- ・ 周囲の様々な環境に好奇心や探究心を持って関わり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う。

(エ) 言葉

- ・ 経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う。

(オ) 表現

- ・ 感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする。

イ 環境の構成

- ・ 幼児の主体的な活動が確保されるよう幼児一人一人の行動と理解と予想に基づき、計画的に環境を構成する。
- ・ 幼児と人やものとの関わりが重要であることを踏まえて、物的・空間的環境を構成する。
- ・ 教師は、幼児一人一人の活動の場面に応じて、様々な役割を果たし、その活動を豊かにする。

ウ 自立活動

- ・ 幼児がそれぞれの障害の状態や発達の段階等に応じて、主体的に自己の力を可能な限り発揮し、よりよく生きていこうとするための力を養う。
- ・ 幼児の実態に応じ、日常生活や遊び等の諸活動において、その障害によって生ずるつまずきや困難を軽減しようとしたり、また、障害があることを受容したり、つまずきや困難の解消のために努めたりする力を養う。
- ・ 幼児一人一人の発達の遅れや不均衡を改善したり、発達の進んでいる側面を更に伸ばすことによって遅れている側面の発達を促すようにしたりして、全人的な発達の促進を図る。

3 小学部における教育課程編成の基本方針と指導の重点

(1) 教育課程編成の基本方針

ア 準ずる教育課程

各教科の目標、各学年の目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについては、小学校学習指導要領に準ずるものとする。加えて、聴覚障害の児童一人一人の障害の状態や特性等を十分に考慮した教育課程を編成する。その際、確かな学力の育成に向けて、基礎的・基本的な知識・技能の習得及び定着に重点を置く。

授業時数の取扱いに当たっては、小学部の各学年における各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動それぞれの総授業時数並びに各学年におけるこれらの授業時数は、小学校に準ずるものとする。その際、聴覚障害特別支援学校においては自立活動の時間があるために各教科の授業時間が制約されることから、教育課程編成に当たっては、東京都教育委員会が示す「都立特別支援学校教育課程編成の基本方針」に基づいて授業時数を適切に定める。

イ 知的代替の教育課程

各教科又は各教科の目標及び内容に関する事項の一部を、知的障害者である児童・生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科又は各教科の目標及び内容の一部によって替えることができることを踏まえ、「各教科等を合わせた指導」を中心とした教育課程を編成する。

その際、中学部及び高等部における教育への連続性と発展性を考慮し、日常生活に必要な知識・技能の習得や興味・関心の拡充を図ることができるよう、「日常生活の指導」や「生活単元学習」の充実に重点を置く。

(2) 指導の重点

ア 各教科（準ずる教育課程）

- ・ 確かな学力を育成するために、基礎的・基本的な知識・技能の習得及び定着に重点を置く。その際、国語・算数では、東京都教育委員会が作成した「改訂版児童・生徒の学習のつまずきを防ぐ指導基準（東京ミニマム）」（平成22年3月）や、「東京ベーシックドリル」（平成26年9月）を活用し、基礎的・基本的な学習内容の定着を図る。
- ・ 国語科のみならず、全ての教科において児童の言語に関する能力の向上を図る。

イ 教科別の指導（知的代替の教育課程）

- ・ 知的代替の教育課程では、国語及び算数を特設し、日常生活に必要な言語や数量に関する理解を深めたり、活用する力を育てたりすることに重点を置く。

ウ 道徳

- ・ 準ずる教育課程では、週1単位時間の道徳の時間を要とし、教育活動全体を通じて、児童の内面に根ざした道徳性の育成を図る指導を行う。
- ・ 知的代替の教育課程では、教育活動全体を通じて体験活動を豊かにし、体験を通じて、基本的な生活習慣や家庭・学校生活のきまりを身に付けることができる指導を行う。

エ 総合的な学習の時間

- ・ 準ずる教育課程では、小学校同様、第3学年以上で実施する。総合的な学習の時間では、各教科等で習得した知識・技能を相互に関連付けながら課題の解決を図る学習を重視し、思考力・判断力・表現力を育成する。
- ・ 知的代替の教育課程では、各教科等を合わせた指導を実施するため、総合的な学習の時間は実施しない。

オ 特別活動

- ・ 小学部4学年以上にクラブ活動を設定し、児童の興味・関心を広げる活動を充実させる。
- ・ 児童の生活体験の拡充や障害のある子供への理解推進を目的とし、近隣の小学校との交流及び共同学習の充実を図る（副籍制度の充実を含む。）。
- ・ 児童の発達段階や生活年齢を踏まえて学校行事を計画的・系統的に実施し、児童の生活体験の拡充や集団への適応能力の向上を図る。

カ 自立活動

- ・ 「自立活動」の時間の指導では、外部専門家（言語聴覚士等）と緊密な連携を図り、「コミュニケーション」に関する指導の充実を図る。
- ・ 学級担任等が行う教育活動全般を通じた自立活動の指導では、生活リズムの確立や健康な生活環境の形成を図ることを目的とした「健康の保持」に関する指導及び豊かな生活を過ごす基盤となる情緒の安定を図ることを主眼とした「心理的な安定」に関する指導に重点を置く。

キ 各教科等を合わせた指導

- ・ 小学部から高等部までの一貫性のあるキャリア教育の中核に「各教科等を合わせた指導」を位置付ける。
- ・ 小学部では、「日常生活の指導」に重点を置き、身辺処理に関する技能の向上や、家庭生活

や学校生活を円滑に送るために必要な基本的な生活習慣の育成に向けた指導の充実を図る。また、興味・関心の拡充を図り、学校生活に意欲的に取り組む姿勢を育てるために、「遊びの指導」や「生活単元学習」の充実を図る。

4 中学部における教育課程編成の基本方針と指導の重点

(1) 教育課程編成の基本方針

ア 準ずる教育課程

各教科の目標、各学年の目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについては、中学校学習指導要領に準ずるものとする。加えて、聴覚障害の生徒一人一人の障害の状態や特性等を十分に考慮した教育課程を編成する。その際、確かな学力の育成に向けて、基礎的・基本的な知識・技能の習得及び定着に重点を置く。

授業時数の取扱いに当たっては、中学部の各学年における各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動それぞれの総授業時数並びに各学年におけるこれらの授業時数は、中学校に準ずるものとする。その際、聴覚障害特別支援学校においては自立活動の時間があるために各教科の授業時間が制約されることから、教育課程編成に当たっては、東京都教育委員会が示す「都立特別支援学校教育課程編成の基本方針」に基づいて授業時数を適切に定める。

イ 知的代替の教育課程

各教科又は各教科の目標及び内容に関する事項の一部を、知的障害者である児童・生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科又は各教科の目標及び内容の一部によって替えることができることを踏まえ、「各教科等を合わせた指導」を中心とした教育課程を編成する。

その際、小学部における教育の成果の継承及び高等部における教育への連続性と発展性を考慮し、日常生活や社会生活に必要な知識・技能の習得や興味・関心の拡充を図ることができるようにする。

具体的には、「日常生活の指導」の更なる充実を図るとともに、将来の自立と社会参加に向けて「作業学習」を実施する。

(2) 指導の重点

ア 各教科（準ずる教育課程）

- ・ 確かな学力を育成するために、基礎的・基本的な知識・技能の習得及び定着に重点を置く。その際、国語・数学では、東京都教育委員会が作成した「改訂版児童・生徒の学習のつまずきを防ぐ指導基準（東京ミニマム）」（平成22年3月）や、「東京ベーシックドリル」（平成26年9月）を活用し、基礎的・基本的な学習内容の定着を図る。
- ・ 国語科のみならず、全ての教科において生徒の言語に関する能力の向上を図る。

イ 教科別の指導（知的代替の教育課程）

- ・ 知的代替の教育課程では、国語及び数学において、日常生活や社会生活に必要な言語や数量に関する理解を深めたり、活用する力を育てたりすることに重点を置く。

ウ 道徳

- ・ 準ずる教育課程では、週1単位時間の道徳の時間を要とし、教育活動全体を通じて、児童の内面に根ざした道徳性の育成を図る指導を行う。

- ・ 知的代替の教育課程では、教育活動全体を通じて体験活動を豊かにし、体験を通じて、基本的な生活習慣や家庭・学校生活のきまりを身に付けることができる指導を行う。
- エ 総合的な学習の時間
- ・ いずれの教育課程においても、全ての学年で実施する。総合的な学習の時間では、各教科や教科別の指導等で習得した知識・技能を相互に関連付けながら課題の解決を図る学習を重視し、思考力・判断力・表現力を育成する。
- オ 特別活動
- ・ 生徒の生活体験の拡充や障害のある子供への理解推進を目的とし、近隣の中学校等との交流及び共同学習の充実を図る（副籍制度の充実を含む。）。
 - ・ 小学部における経験や生徒の発達段階及び生活年齢を踏まえて学校行事を計画的・系統的に実施し、自主的・自立的な生活に必要な態度や習慣を育成するとともに、集団への適応能力の向上を図る。
- カ 自立活動
- ・ 「自立活動」の時間の指導では、外部専門家（言語聴覚士等）と緊密な連携を図り、「コミュニケーション」に関する指導の充実を図る。
 - ・ 学級担任等が行う教育活動全般を通じた自立活動の指導では、小学部で培った生活リズムや情緒の安定を基盤に、自他の理解を深め、対人関係を円滑にする「人間関係の形成」に関する指導や、人との関わりをより豊かなものとするために必要なコミュニケーション能力の向上に重点を置いた「コミュニケーション」に関する指導を重視する。
- キ 各教科等を合わせた指導（知的代替の教育課程）
- ・ 小学部から高等部までの一貫性のあるキャリア教育の中核に「各教科等を合わせた指導」を位置付ける。
 - ・ 中学部では、小学部における「日常生活の指導」の成果を基盤に、社会生活を円滑に送るために必要な基本的な生活習慣の確立に向けた指導の充実を図る。また、将来の自立と社会参加に向けて、日々の学習により意欲的・主体的に取り組む姿勢を育てる「生活単元学習」や、働く生活に必要な基礎的・基本的な知識・技能の習得を図る「作業学習」の充実を図る。

5 高等部における教育課程編成の基本方針と指導の重点

(1) 高等部普通科における教育課程編成の基本方針

ア 準ずる教育課程

各教科の目標、各学年の目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについては、高等学校学習指導要領に準ずるものとする。また、特別支援学校高等部学習指導要領に示された各教科・科目は、全ての生徒に共通に履修させる各教科・科目であり、標準単位数を下らない単位数を配当して履修させることとする。

高等学校同様、卒業までに取得すべき単位数は74単位以上とし、単位については、1単位を50分とし、35単位時間の授業を1単位として計算するとともに、週当たりの授業時数は30単位時間を標準とする。

その際、聴覚障害特別支援学校においては自立活動の時間があるために授業時間が制約される

ことから、教育課程編成に当たっては、東京都教育委員会が示す「都立特別支援学校教育課程編成の基本方針」に基づいて単位数を適切に定める。

職業教育については、普通科では生徒の実態に応じ、働くことの意義、喜び、楽しさや厳しさを学び、職業生活を送るための基礎的な知識や技術・技能に関する学習の機会の充実に努める。

また、普通科における職業に関する各教科・科目の履修については、自己の進路や職業についての理解を深め、将来の進路を主体的に選択決定できる能力の育成に主眼を置く。

イ 知的代替の教育課程

各教科又は各教科の目標及び内容に関する事項の一部を、知的障害者である児童・生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科又は各教科の目標及び内容の一部によって替えることができることを踏まえ、「各教科等を合わせた指導」を中心とした教育課程を編成する。

その際、小学部及び中学部における教育の成果を継承するとともに、卒業後の社会参加への連続性と発展性を考慮し、社会生活や職業生活に必要な知識・技能・態度・習慣の習得及び拡充を図ることができるようにする。

具体的には、卒業後の自立と社会参加（職業生活）に向けて「作業学習」の充実に努める。

(2) 高等部普通科における指導の重点

ア 各教科（準ずる教育課程）

- ・ 確かな学力を育成するために、基礎的・基本的な知識・技能の習得及び定着に重点を置く。その際、東京都教育委員会が作成した「都立高等学校学力スタンダード」（平成26年7月）等を活用し、基礎的・基本的な学習内容の定着を図る。
- ・ 教育課程の類型化を行い、大学進学や企業就労など、生徒一人一人の進路実現に向けた指導を重視する。
- ・ 国語科のみならず、全ての教科において生徒の言語に関する能力の向上を図る。
- ・ 職業に関する教科・科目の実施に当たっては、生徒の自発的、積極的な活動が行えるように指導方法を工夫し、働くことや創造することの喜び、成就感、達成感を体得させ、望ましい勤労観、職業観を育成する。

イ 教科別の指導（知的代替の教育課程）

- ・ 知的代替の教育課程では、国語及び数学を特設し、社会生活や職業生活に必要な言語や数量に関する理解を深めたり、活用する力を育てたりすることに重点を置く。

ウ 道徳

- ・ 教育活動全体を通じて、生徒の内面に根ざした道徳性の育成を図る指導を行う。
- ・ 知的代替の教育課程では、教育活動全体を通じて体験活動を豊かにし、体験を通じて、基本的な生活習慣や家庭・学校生活のきまりを身に付けることができる指導を行う。

エ 総合的な学習の時間

- ・ いずれの教育課程においても、全ての学年で実施する。総合的な学習の時間では、各教科や教科別の指導等で習得した知識・技能を相互に関連付けながら課題の解決を図る学習を重視し、思考力・判断力・表現力を育成する。

オ 特別活動

- ・ 生徒の生活体験の拡充や障害のある生徒への理解推進を目的とし、近隣の高等学校との交流

及び共同学習の充実を図る。

- ・ 小・中学部における経験や生徒の発達段階及び生活年齢を踏まえて学校行事を計画的・系統的に実施し、自主的・自立的な生活に必要な態度や習慣を育成するとともに、集団への適応能力の向上を図る。

カ 自立活動

- ・ いずれの教育課程においても、全ての学年で実施する。「自立活動」の時間の指導では、外部専門家（言語聴覚士等）と緊密な連携を図り、「コミュニケーション」に関する指導の充実を図る。
- ・ 学級担任等が行う教育活動全般を通じた自立活動の指導では、小・中学部で培った生活リズムや情緒の安定、コミュニケーション能力等を基盤に、生徒一人一人の障害の状態や進路希望等を踏まえて、心身の調和的発達を促す指導に重点を置く。

キ 各教科等を合わせた指導（知的代替の教育課程）

- ・ 小学部から高等部までの一貫性のあるキャリア教育の中核に「各教科等を合わせた指導」を位置付ける。
- ・ 高等部では、小・中学部における学習の成果を基盤に、社会生活や職業生活を円滑に送るために必要な基本的生活習慣の確立に向けた指導の一層の充実を図る。また、自立と社会参加に向けて、自らの生活をよりよいものとしていくための意欲や主体性を育むために、「生活単元学習」及び「作業学習」の充実を図る。

(3) 専攻科における教育課程編成の基本方針

専攻科では、普通教科・科目、特別活動、自立活動について、実際的な職業教育が行えるよう、生徒の進路希望や興味・関心及び進路先の状況を踏まえて、教育課程の類型を設ける。

教育課程の編成に当たっては、高等部普通科における職業教育の指導が、専攻科において更に専門的に深められるように配慮する。このため、各教科・科目名を定める際には、高等部普通科で指導した内容であることが分かりやすい名称を用いる。また、各教科・科目においてシラバスを作成し、生徒や保護者に履修内容を説明し計画的に指導を行う。

6 生活指導

- (1) 幼児・児童・生徒の人権を尊重した教育を推進する。
- (2) 幼児・児童・生徒の健全育成を図り、いじめのない他者を思いやる心を育む学校づくりを推進する。
- (3) 教育活動全体を通して、幼児・児童・生徒の身の回りにある危険を回避する意識を育て、学校事故の防止に向けた指導の充実を図る。
- (4) 警察等の関係機関と連携しセーフティー教室を実施し、犯罪被害防止等の学習を行う。
- (5) 災害や事故の発生に備えて「ヘルプカード」の活用に関する指導を行い、発達段階に応じて危険を予測し回避する知識・技能の習得を図る。
- (6) 通常の避難訓練や一泊二日の宿泊防災訓練を実施し、幼児・児童・生徒の防災意識を高め、協力して自己及び他者の安全を守る態度を育成する。

7 キャリア教育・進路指導

- (1) 小学部から中学部、中学部から高等部への進学に当たっては、学校生活支援シート（個別の教育支援計画）を活用して、児童・生徒一人一人に必要な指導内容・方法等を確実に引き継ぐようにする。
- (2) 専門学校や大学等への進学希望者に対するガイダンス機能を充実させるとともに、必要に応じて補習や補充的指導を行う。
- (3) 望ましい勤労観や職業観を育成できるよう、小学部段階からのキャリア教育の一環として、就労現場や上級学校の見学・体験等を計画的・発展的に実施する。
- (4) 就業体験等については、小学部高学年は2年間で2日以上、中学部は3年間で5日以上、職業に関わる見学及び体験等を実施する。高等部においては、3年間で5日間以上の就労体験を実施する。また、産業現場等における実習を計画的に実施し、職業教育・キャリア教育の充実を図る。
- (5) 高等部の卒業に当たっては「個別移行支援計画」を作成し、進路先への確実な引継ぎと連携体制の構築を図る。

8 その他（教育課程編成・実施上の留意事項）

- (1) 児童・生徒の実態把握に当たっては、一人一人の長所や得意なこと、できることなどに重点を置いて丁寧に観察・把握することを基本姿勢とする。また、「個別指導計画」の作成・実施に当たっては、児童・生徒一人一人の「できる（こと）」を生かした個別目標の設定や指導内容・方法の工夫を行う。
- (2) 児童・生徒の豊かな情操の育成や、芸術的能力の高い児童・生徒の可能性の伸長等を図るために、芸術教育を推進する。

9 各学部の年間総授業時数（例）

(1) 小学部

【準ずる教育課程】

	各教科									道徳	外国語活動	総合的な学習の時間	特別活動	自立活動	総授業時数
	国語	社会	算数	理科	生活	音楽	図画工作	家庭	体育						
1年	306		136		102	51	51		102	34			34	34	850
2年	315		175		105	50	55		105	35			35	35	910
3年	245	70	175	90		50	55		105	35		50	35	35	945
4年	245	90	175	105		50	55		105	35		50	35	35	980
5年	175	100	175	105		45	45	50	90	35	35	55	35	35	980
6年	175	105	175	105		45	45	50	90	35	35	50	35	35	980

【知的障害を併せ有する児童の教育課程】

	各教科						道徳	外国語活動	総合的な学習の時間	各教科等を合わせた指導			特別活動	自立活動	総授業時数
	生活	国語	算数	音楽	図画工作	体育				日常生活の指導	遊びの指導	生活単元学習			
1年		170	102	68	68	102				170	102			68	850
2年		175	105	70	70	105				175		140		70	910
3年		175	105	70	70	105			35	175		140		70	945
4年		175	140	70	70	105			35	175		140		70	980
5年		175	140	70	70	105			35	175		140		70	980
6年		175	140	70	70	105			35	175		140		70	980

(2) 中学部

【準ずる教育課程】

	各教科									道徳	総合的な学習の時間	特別活動	自立活動				総授業時数
	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	技術・家庭	外国語								
1年	140	105	140	105	35	35	105	70	140	35	35	35	35				1015
2年	140	105	105	140	35	35	105	70	140	35	35	35	35				1015
3年	105	140	140	105	35	35	105	70	140	35	35	35	35				1015

【知的障害を併せ有する生徒の教育課程】

	各教科									道徳	総合的な学習の時間	特別活動	自立活動	各教科等を含めた指導			総授業時数
	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	職業・家庭	外国語					日常生活の指導	生活単元学習	作業学習	
1年	105	35	105	35	35	35	70	70	35		35	35	35	175	105	105	1015
2年	105	35	105	35	35	35	70	70	35		35	35	35	175	105	105	1015
3年	105	35	105	35	35	35	70	70	35		35	35	35	175	105	105	1015

(3) 高等部

【進ずる教育課程】

1 年次	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		
	国語総合				世界史A			数学I			科学と人間生活			体育			美術I		コミュニケーション英語I		家庭基礎		社会と情報		自由選択等			自立活動		総合的な学習の時間	ホームルーム	
2 年次	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		
	国語表現				日本史A			現代社会			数学II			化学基礎			体育		保健		コミュニケーション英語II		情報の科学		産業社会と人間		自由選択等			自立活動		総合的な学習の時間
3 年次	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		
	現代文A		地理A		政治・経済		物理基礎		体育		保健		コミュニケーション英語II		産業社会と人間		自由選択等										自立活動		総合的な学習の時間	ホームルーム		

	必修教科・科目	学校必修教科・科目	自由選択科目
国語	国語総合(4)	国語表現(3)、現代文A(2)	古典A(2)
地理歴史	世界史A(2)、日本史A(2)	地理A(2)	
公民	現代社会(2)	政治・経済(2)	
数学	数学I(3)	数学II(4)	数学A(2)、数学B(2)
理科	科学と人間生活(2)、化学基礎(2)	物理基礎(2)	生物基礎(2)
保健体育	体育(7)、保健(2)		
芸術	美術I(2)		音楽I(2)、書道I(2)
外国語	コミュニケーション英語I(3)	コミュニケーション英語II(4)	英語表現I(2)
家庭	家庭基礎(2)		家庭総合(4)、生活デザイン(4)
情報	社会と情報(2)	情報の科学(2)	
学校設定科目		産業社会と人間(4)	〇〇演習、〇〇実習
自立活動(3)			
総合的な学習の時間(3)			
ホームルーム活動(3)			

【知的障害を併せ有する生徒の教育課程】 (就労自立)

	各教科											道徳	総合的な学習の時間	特別活動	自立活動	各教科等を含めた指導			総授業時数
	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	職業	家庭	外国語	情報					日常生活の指導	生活単元学習	作業学習	
1年	105	35	70	35	70	70	70	70	35	70	35	35	35	35	105	70	140	1050	
2年	105	35	70	35	70	70	70	70	35	70	35	35	35	35	105	70	140	1050	
3年	105		70		70	70	70	70	35	70	35	35	35	35	105	70	210	1050	

【知的障害を併せ有する生徒の教育課程】 (社会自立)

	各教科											道徳	総合的な学習の時間	特別活動	自立活動	各教科等を含めた指導			総授業時数
	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	職業	家庭	外国語	情報					日常生活の指導	生活単元学習	作業学習	
1年	105		70		70	70	70	70	35	35	35	35	35	35	175	105	140	1050	
2年	105		70		70	70	70	70	35	35	35	35	35	35	175	105	140	1050	
3年	105		70		70	70		70	35	35	35	35	35	35	175	105	210	1050	

第3章 知的障害教育部門の教育課程

1 教育課程編成の基本的な考え方

立川学園特別支援学校（仮称）知的障害教育部門の教育課程は、特別支援学校学習指導要領（平成21年3月告示）と東京都立特別支援学校小学部・中学部教育課程編成基準・資料に基づき、東京都特別支援教育推進計画の理念を踏まえ、児童・生徒一人一人の障害の状態や特性等に応じた教育課程を編成する。

なお、今後学習指導要領が改正された場合には、その内容を踏まえて、教育課程を編成する。

2 教育課程編成の重点事項

児童・生徒の障害特性や状態・程度に応じた指導の充実を図るとともに、自立と社会参加を目指した教育課程を編成する。

(1) 普通学級の指導の充実

各教科及び各教科等を合わせた指導を中心に教育課程を編成する。特に国語・算数（数学）や「生活単元学習」で学んだことを生かすなどして、基礎的な学力の定着を図る。

(2) 自閉症学級の指導の充実

「社会性の学習」を設定するとともに、教室環境の整備や絵カード等を用いた視覚支援等を行うなど、自閉症の児童・生徒の障害特性に配慮した指導を行い、基礎的な学力の定着を図る。

(3) 重度・重複学級の指導の充実

「自立活動」の時間の指導を設定し、児童・生徒一人一人の障害に対応した指導を行うとともに、「日常生活の指導」において、基本的な日常生活動作と望ましい生活習慣の確立を図る。

3 各教科等の指導の基本方針

(1) 各教科

ア 国語・算数（数学）の学習においては個別の指導を行うことを重点とし、児童・生徒一人一人の理解度や到達度に応じた指導を行うことにより基礎的な学力の向上・定着を図る。小学部第1学年から第3学年まで及び重度・重複学級では、国語と算数（数学）の合科として行う。

イ 学校図書やICT機器を積極的に活用し、言語力や情報活用能力を育てる。

ウ 音楽・図画工作（美術）・体育（保健体育）において、小学部第5学年から教科担任制を取り入れ、専科教員による、より専門性の高い指導の充実を図る。

(2) 道徳

道徳の時間は設定せず、教育活動全体を通じて適宜・適切に指導し、思いやりの心や規範意識を育成する。

(3) 総合的な学習の時間

ア 積極的に地域の活動に参加したり貢献したりする活動を行い、地域社会の中で生きる力を育成する。

イ 日本の伝統・文化に関する学習を実施し、日本の伝統・文化への理解を深め、郷土や国に対する愛着や誇りを育成する。

(4) 特別活動

- ア 社会性や豊かな人間性を育むために、多様な学習集団や生活の場面を設定し、人と関わる経験を広めるとともに、近隣の小学校・中学校等と連携し、交流及び共同学習を推進する。
- イ 小学部では、第4学年以上でクラブ活動の時間を設定し、児童の興味・関心を広げる活動の充実を図る。
- ウ 宿泊を伴う学校行事において、自主的・自立的な生活に必要な態度や習慣を養うとともに、人間関係形成能力の向上を図る。
- エ 関係機関との連携に努めるなどして避難訓練や安全指導等の充実を図り、防災・防犯教育を推進する。

(5) 自立活動

- ア 自立活動の時間の指導は、小学部及び中学部の重度・重複学級において設定する。普通学級及び自閉症学級においては自立活動の時間は設定せず、教育活動全体を通じて自立活動の指導を行う。特に「人間関係の形成」や「コミュニケーション」「心理的な安定」について、専門性の高い指導を行う。
- イ 外部専門家（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等）と積極的に連携を図り、指導内容・方法を充実する。

(6) 各教科等を合わせた指導

- ア 「日常生活の指導」では、基本的な日常生活動作と正しい生活習慣の確立を図る指導を行う。また、給食指導においては家庭との連携による食育を推進する。
- イ 「生活単元学習」では、児童・生徒が生活上の目標を達成したり、課題を解決したりする学習を行う。特に、小学部低学年から中学部までの系統性・発展性のある体験活動を重視した指導計画を作成し、日常生活・社会生活に必要な基礎的な知識・技能・態度の育成を図る。
- ウ 「遊びの指導」を小学部第1学年と第2学年に設定し、遊びを学習活動の中心に据えて、人との関わりや興味・関心を広げ、意欲的な活動や心身の発達を促す。
- エ 「作業学習」は、中学部第1学年から第3学年までに設定する。近隣の高等部設置校における作業学習の指導内容とのつながりを踏まえた内容を設定するとともに、生徒の働く意欲を高める基礎的な職業能力を育成する。
- オ 「社会性の学習」は、小学部及び中学部の自閉症学級において設定する。

4 生活指導

- (1) 教育活動全体を通じて基本的な生活習慣の確立を図り、望ましい生活態度を育成する。
- (2) 教員と児童・生徒の信頼関係及び児童・生徒相互の好ましい人間関係の育成を通して、社会生活に関する力を育てる健康・安全・衛生に関する指導の充実を図る。
- (3) 自立と社会参加に向け、保護者の理解と協力のもと、一人通学に関する指導を推進する。
- (4) 警察等の関係機関と連携しセーフティー教室を実施し、犯罪被害防止等の学習を行う。
- (5) 災害や事故の発生に備えて「ヘルプカード」の活用に関する指導を行い、発達段階に応じて危険を予測し回避する知識・技能の習得を図る。
- (6) 通常の避難訓練や一泊二日の宿泊防災訓練を実施し、児童・生徒の防災意識を高め、協力して

自己及び他者の安全を守る態度を育成する。

5 キャリア教育・進路指導

- (1) 卒業後に児童・生徒が進学する高等部設置校等と綿密な連携を図り、小学部から高等部までの一貫性のあるキャリア教育・職業教育を推進する。
- (2) 児童・生徒一人一人に応じた自立と社会参加を目指し、将来の職業生活・社会生活を見据えて、職業能力の基礎を養い、社会生活に関する力を育成する。
- (3) 就業体験等については、小学部高学年は2年間で2日以上、中学部は3年間で5日以上の職業に関わる見学及び体験等を実施する。
- (4) 卒業後に児童・生徒が進学する高等部設置校と緊密な連携を図り、児童・生徒一人一人の障害の状況等を踏まえて、個別指導計画及び学校生活支援シート（個別の教育支援計画）を活用した進路指導を行う。

6 その他

(1) 副籍制度の推進

児童・生徒の居住地とのつながりを維持・継続するため、副籍制度による直接交流（交流及び共同学習）及び間接交流を促進する。

(2) 学校間交流の充実

児童・生徒の経験を広め、社会性を養い、好ましい人間関係を育てるため、近隣の小学校・中学校との学校間交流の充実を図る。その際、立川学園特別支援学校（仮称）の立地特性やこれまでの都立武蔵台学園の実績を生かした交流方法・内容等の工夫に努めるなどして、障害のある児童・生徒の理解推進を図る。

7 各学部の年間授業時数(例)

(1) 小学部

【普通学級】

	各教科						道徳	特別活動	自立活動	各教科等を合わせた指導				総授業時数
	生活	国語	算数	音楽	図画工作	体育				日常生活の指導	遊びの指導	生活単元学習		
1年			170	68	68	68				374	102			850
2年			175	70	70	70				385		140		910
3年			175	70	70	105				385		140		945
4年		140	105	70	70	105				350		140		980
5年		140	105	70	70	105				350		140		980
6年		140	105	70	70	105				350		140		980

【自閉症学級】

	各教科						道徳	特別活動	自立活動	各教科等を合わせた指導				総授業時数
	生活	国語	算数	音楽	図画工作	体育				日常生活の指導	遊びの指導	生活単元学習	社会性の学習	
1年			170	68	68	68				374	34		68	850
2年			175	70	70	70				385		70	70	910
3年			175	70	70	105				385		70	70	945
4年		140	105	70	70	105				350		70	70	980
5年		140	105	70	70	105				350		70	70	980
6年		140	105	70	70	105				350		70	70	980

【重度・重複学級】

	各教科						道徳	特別活動	自立活動	各教科等を合わせた指導				総授業時数
	生活	国語	算数	音楽	図画工作	体育				日常生活の指導	遊びの指導	生活単元学習		
1年			102	68	68	68			68	374	102			850
2年			105	70	70	70			70	385		140		910
3年			140	70	70	70			70	385		140		945
4年			175	70	70	70			70	385		140		980
5年			175	70	70	70			70	385		140		980
6年			175	70	70	70			70	385		140		980

(2) 中学部

【普通学級】

	各教科									道徳	総合的な学習の時間	特別活動	自立活動	各教科等を合わせた指導				総授業時数
	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	職業・家庭	外国語					日常生活の指導	生活単元学習	作業学習		
1年	105		105		70	70	105	105			35			175	140	105		1015
2年	105		105		70	70	105	105			35			175	140	105		1015
3年	105		105		70	70	105	105			35			175	140	105		1015

【自閉症学級】

	各教科									道徳	総合的な学習の時間	特別活動	自立活動	各教科等を合わせた指導				総授業時数
	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	職業・家庭	外国語					日常生活の指導	生活単元学習	作業学習	社会性の学習	
1年	105		105		70	70	105	105			35			175	70	105	70	1015
2年	105		105		70	70	105	105			35			175	70	105	70	1015
3年	105		105		70	70	105	105			35			175	70	105	70	1015

【重度・重複学級】

	各教科									道徳	総合的な学習の時間	特別活動	自立活動	各教科等を合わせた指導				総授業時数
	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	職業・家庭	外国語					日常生活の指導	生活単元学習	作業学習		
1年	140		国語と合科		70	70	105	105			35		70	175	140	105		1015
2年	140		国語と合科		70	70	105	105			35		70	175	140	105		1015
3年	140		国語と合科		70	70	105	105			35		70	175	140	105		1015

第4章 地域に根ざした特別支援教育の充実

地域に開かれ、地域から信頼される学校を実現するとともに、聴覚障害教育部門と知的障害教育部門を併置する特別支援学校として、地域における特別支援教育のセンター的機能を十分に発揮していくためには、地域と共存するための取組を推進することが不可欠である。

このため、学校経営の一環として、以下の様な取組を着実に推進し、地域に根ざした学校づくりを進めていく。

- (1) 特別支援教育コーディネーターを中心とした体制を整備し、これまで立川ろう学校が培ってきた地域とのつながりを継承しつつ、新たに設置される知的障害教育部門における活動を通じて、地域や関係機関との関係を一層強固なものとしていく。
- (2) 聴覚障害に係る乳幼児教育相談及び巡回相談については、これまでの取組を継承しつつ、併置校としての専門性を生かして、知的障害も併せ有する乳幼児に対する適切な相談・支援を行うなど、早期教育の充実を図る。(再掲)
- (3) 地域の小・中学校や他の特別支援学校に在籍する、聴覚障害及び知的障害を有する児童・生徒に対する指導・支援を、関係校と連携して的確に実施する。(再掲)
- (4) 学校公開や学校運営連絡協議会などを適切に活用するとともに、ホームページ等を活用した広報活動を積極的に進め、地域に開かれた学校を実現していく。
- (5) 地域の学校との間で副籍制度等を活用した交流活動や合同研修会を開催するほか、地域の教育委員会の就学相談業務への支援等を通じて、地域との連携を強化する。
- (6) 公開講座の実施等を通じて、聴覚障害や知的障害に対する理解啓発を促進する。
- (7) 学校活動に支障のない範囲で、体育施設をはじめとする学校施設を開放するなど、地域住民のスポーツ・文化活動の振興に寄与する。

第5章 施設・設備の整備

1 施設・設備の整備の考え方

第1章から第4章までに掲げる聴覚障害教育及び知的障害教育を実現するため、立川学園特別支援学校（仮称）の施設・設備については、施設整備の条件等を踏まえ、安全かつ快適な教育環境を確保するとともに、児童・生徒の発達段階、障害特性等に応じた教育内容・方法に配慮した整備を行う。

2 現在の施設の概要

(1) 学校への交通

JR 中央線「国立」駅北口より

ア バス停1番のりば 「弁天通り折り返し場」又は「玉川上水駅南口」行バス（約7分）

「下弁天」又は「立川ろう学校」下車（徒歩3分）

イ 徒歩 20分

(2) 面積

敷地面積 26,201.87㎡

建物面積 16,100.53㎡

3 基本方針

聴覚障害教育部門と知的障害教育部門を併置する立川学園特別支援学校（仮称）への再編に伴い、現在の立川ろう学校の敷地内に新たに新校舎を建築するとともに、現校舎を改修し、両部門に必要な施設・設備を整備する。

また、それぞれの校舎間を渡り廊下で接続することで、校舎全体を両部門で一体的に有効活用する。

4 施設の基本計画

施設の整備について、次にその一例を示す。

施設・設備の設計については、今後、基本設計において具体的に検討する。

5 施設一覧（例示）

分野	室名	室数	備考（標準等）
管理諸室	校長室	1	
	職員室	1	
	経営企画室	1	
	書庫	1	
	会議室	1	
	保健室	1	
	用務主事室	1	
	印刷・放送室	1	
	教材室	2	
	更衣室（教職員）	2	男1、女1
	休養室	2	男1、女1
	保護者控室	2	
	運転手控室	1	
	教材開発室	1	
	OA機器室	1	
	倉庫	1	
	進路指導室	1	
	教育相談室	1	
	行動観察室	1	
	理解推進室	1	
共用部門	食堂	1	
	厨房	1	
体育部門	体育館	1	ステージ、付属室含む
	プール	1	機械室、付属室含む
	第二体育館	1	
普通教室	普通教室	74	
特別教室	音楽室	2	
	図工室	2	
	美術室	2	
	家庭科室（被服）	2	
	調理室	2	
	理科室	2	

分野	室名	室数	備考(標準等)
特別教室	図書室	1	
	視聴覚室	2	
	技術科室	1	
	陶芸室	1	
	社会科室	1	
	外国語室	1	
	パソコン室	3	
特別活動	児童・生徒会室	2	
	更衣室	8	
自立活動部門	多目的室	3	
	言語訓練室	1	
	生活訓練室	1	
	聴力検査室	1	
	実習室	3	
計		144	

参 考 资 料

立川学園特別支援学校（仮称）基本計画検討委員会設置要項

（設置）

第1 立川学園特別支援学校（仮称）の基本計画について検討するため、東京都教育委員会に立川学園特別支援学校（仮称）基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2 委員会は、立川学園特別支援学校（仮称）の教育課程、施設設備及びその他検討を要することについて検討する。

（構成）

第3 委員会は、東京都教育庁（以下「教育庁」という。）関係者、東京都立特別支援学校（以下「学校」という。）関係者等のうちから、東京都教育委員会教育長が任命又は委嘱する者をもって構成する。

なお、教育庁関係者及び学校関係者の委員は、別紙委員名簿の職にある者をもって充てる。

（委員長等）

第4 委員会に委員長を置き、教育庁特別支援教育推進担当部長の職にある者をもって充てる。

2 委員長は、委員会を主宰し、会務を総括する。

3 委員会に副委員長を置き、教育庁都立学校教育部特別支援学校改革推進担当課長の職にあるものをもって充てる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在の時は、その職務を代理する。

（設置期間）

第5 委員会の設置期間は、設置された日から平成28年3月31日までとする。

（意見聴取）

第6 委員会は、必要に応じて学識経験者等の意見を聴取することができる。

（会議及び会議記録）

第7 委員会の会議は原則として非公開とする。ただし、委員会の会議要旨と会議資料については、原則として公開するものとする。

（庶務）

第8 委員会の庶務は、都立学校教育部特別支援教育課及び指導部特別支援教育指導課が担当する。

（その他）

第9 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関する事項は、委員長が定める。

附 則

この要項は、平成27年6月8日から施行する。

立川学園特別支援学校（仮称）基本計画検討委員会 委員名簿

	氏 名	現 職	備 考
保護者代表	菊池 雅子	都立立川ろう学校関係者	P T A会長
	田中 徹明	都立武蔵台学園学校関係者	P T A会長
学校関係者	森藤 才	都立立川ろう学校長	
	國松 順	都立武蔵台学園校長	
教 育 庁	松川 桂子	特別支援教育推進担当部長	(委 員 長)
	星 政典	都立学校教育部特別支援教育課長	
	飯野 雄資	都立学校教育部特別支援学校改革推進担当課長	(副委員長)
	鈴木 友幸	都立学校教育部学校経営指導担当課長	
	山口 則夫	都立学校教育部施設調整担当課長	
	伏見 明	指導部特別支援教育指導課長	
	市川 裕二	都立学校教育部主任指導主事（就学相談担当）	
	緒方 直彦	指導部主任指導主事（特別支援教育担当）	
	金子 猛	指導部特別支援教育指導課統括指導主事	
	島添 聡	指導部特別支援教育指導課統括指導主事	
	秋田 一樹	総務部教育政策課企画担当課長	
	小島 貴弘	人事部人事計画課長	

(事務局)

教育庁	飯野 雄資	都立学校教育部特別支援学校改革推進担当課長	委員兼務
	小林 進	都立学校教育部特別支援教育課特任相談役	H27.8.15まで
	長谷川志保	都立学校教育部特別支援教育課課長代理（特別支援教育企画担当）	
	船川 幸夫	都立学校教育部特別支援教育課統括課長代理（施設係長）	
	西岡 陽子	指導部特別支援教育指導課指導主事	
	濱辺 清	指導部特別支援教育指導課指導主事	